

第9次水質総量削減における化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針について（概要）

環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

1 総量削減基本方針について

水質総量削減は、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、人口及び産業が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、全ての汚濁発生源について、総合的・計画的に対策を進める制度である。

水質汚濁防止法第4条の2に基づく「総量削減基本方針」は、汚濁負荷の削減目標量及び削減の方途、目標年度等を定める、水質総量削減制度の根幹を成すものであり、昭和54年以来8次にわたり策定されている。

2 総量削減基本方針（第9次）の概要

（1）削減目標量

（単位：t／日）

		削減目標量 （目標年度（令和6年度） における量）	令和元年度における量
東京湾	COD	150	154
	窒素含有量	159	162
	りん含有量	11.8	12.1
伊勢湾	COD	127	131
	窒素含有量	106	106
	りん含有量	7.9	8.0
瀬戸内海	COD	372（78）	374（83）
	窒素含有量	389（80）	380（81）
	りん含有量	24.6（5.3）	24.3（5.5）
※（）内の 値は大阪湾			

（2）汚濁負荷量の削減の方途

各指定水域において、以下の観点から汚濁負荷の削減に係る施策を推進することにより、削減目標量の達成を図る。

- 東京湾・伊勢湾は、窒素及びりんの環境基準の達成状況を維持しながら、生物多様性・生物生産性の視点においても望ましい水質を目指しつつ、貧酸素水塊の発生抑制等の観点から水環境改善を図る。
- 瀬戸内海は、大阪湾においては、湾全体としては現在の水質を維持するための取組を継続しながら、湾奥部における赤潮や貧酸素水塊など、問題が発生している特定の海域において、局所ごとの課題に対応することを目途とし、大阪湾を除く瀬戸内海においては、現在の水質から悪化させないことを目途とする。

【汚濁負荷の削減の方途】

- 下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の整備、適正な移設維持管理等
- 適切な総量規制基準の設定による総量規制対象事業場の規制、小規模事業場等に対する上乗せ排水基準の設定、削減指導等
- 環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理・エネルギー利用の推進、養殖漁場の改善等
- 情報発信、普及啓発等

（３）その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

藻場・干潟の保全・再生等を通じた水質浄化及び生物多様性・生物生産性の確保等の重要性に鑑み、地域の実情を踏まえた総合的な取組を確実に推進していくことが必要であり、特に、湾奥部における栄養塩類の偏在等の局所的な問題に対しては、地域ごとの特性も考慮した局所的な対策を講ずることが有効であることから、次に掲げる各種対策から実施可能な取組を検討し、関係者の連携のもと複層的に実施することにより、水環境の改善を図る。

- 藻場・干潟の再生・創出、分布状況調査等
- 湾奥部の流況改善対策・底質改善対策の推進
- 窪地の埋戻し等の対策
- 環境配慮型構造物の採用
- 環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立等
- 行政機関、NPO、漁業者、民間企業等の多様な主体の連携した取組のための仕組みづくり等の推進